

2 3 川 監 公 第 8 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

監査の種別 定期監査

監査の対象 健康福祉局（総務部、長寿社会部、障害保健福祉部、看護短期大学）

区役所（区民協働推進部生涯学習支援課）

教育委員会事務局（職員部、生涯学習部、日本民家園、青少年科学館）

議会局

監査の範囲 平成22年度及び23年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とする。）

監査の期間 平成23年9月1日から

平成23年11月25日まで

監査委員の除斥

議員のうちから選任された東正則監査委員及び石川建二監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局（政務調査費）の監査については除斥とした。

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

滞納債権の管理状況についてみたところ、次のような事例があったので必要な手続を適正に行うとともに、個々の滞納者の状況に応じた適切な管理に努められたい。

なお、組織改正等に伴い事務移管が行われた対象部局では、滞納債権に係

る事務が滞るなど適正に行われていない事例があったので、事務移管が行われた際には適切な事務引継ぎが行われるよう十分に留意されたい。

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

公法上の債権にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和32年条例第3号）第1条により納期限後20日以内に、私法上の債権にあつては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条により期限を指定して督促しなければならないとされているにもかかわらず、次に掲げる債権について督促手続が行われていなかった事例

授産事業収入、心身障害者扶養共済掛金納付金、特別障害者手当返還金、精神保健医療費自己負担分、陽光園支援費入所者負担金、陽光園使用料給付費等請求分、陽光園使用料自己負担分、明望園使用料自己負担分、障害者支援施設めいぼう使用料自己負担分

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう）

(2) 催告を適正に行うべきもの

介護老人保健施設三田あすみの丘の施設利用に伴う自己負担分及び使用料で未徴収であったものについて、当該施設の廃止後、催告が行われていなかった事例

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

(3) 折衝経過の記録を適正に行うべきもの

督促、催告等の折衝経過の記録が残されていなかった事例

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう）

(4) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

時効により消滅していた特別障害者手当返還金に係る債権について、これまで不納欠損処分が行われていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(5) 調定事務を適正に行うべきもの

授産事業収入について、誤って調定したことにより滞納債権として扱われていた事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

2 市民館等の使用料を適正に管理すべきもの

平成22年度行政監査において、ふれあいネットシステムの所管部署と当該システムを使用する施設の各所管部署に対し、使用料の徴収率の向上に向けた体制を確立するよう要望したものである。

これを踏まえて、教育文化会館及び市民館の使用料について未収金徴収体制の一層の強化が行われているところではあるが、債権の管理事務について次のような事例があったことから、事務執行を適正に行われたい。

(1) 調定を適正に行うべきもの

調定の所属年度又は調定額を誤っていた事例

(川崎、高津区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

(2) 過誤納金に係る処理手続を適正に行うべきもの

過誤納金の還付手続が漏れていた事例及び過誤納金を他の債権に充当した際の不足分について調定手続が漏れていた事例

(宮前、多摩、麻生区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

(3) 繰越調定を適正に行うべきもの

ア 繰越調定の債務者名や調定事由を記入する欄に誤った事項を記入していた事例

(川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生区役所区民協働推進部生涯

学習支援課)

イ 繰越調定を行った理由が不明の事例

(川崎、幸、高津、多摩区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

3 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を履行させ、予算執行伺等の日付を遡っていた事例があった。予算執行伺、契約等の手続は適正に行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部精神保健福祉センター、同社会参加支援センター、看護短期大学事務局総務学生課、多摩区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

また、相当長期間（6箇月以上）にわたり遡っていたものもあるので、これらについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(健康福祉局総務部企画課、長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう、教育委員会事務局青少年科学館)

4 物品等の契約を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第4条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている。しかしながら、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例があった。物品等

の契約について適正に行われたい。

(健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、看護短期大学事務局総務学生課、宮前、麻生区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館、日本民家園)

5 事業のあり方を検討すべきもの

高齢者あんしん見守り往診ケア事業（以下「往診ケア事業」という。）は、かかりつけ医がおらず在宅療養を行っている高齢者等に対し、診療医の紹介及び訪問又は通院による診察を委託により実施している。

往診ケア事業は、平成11年に事業開始されているが、事業開始当初と比べて利用者は大幅に減少しているので、関係機関との協議も行いながら、事業目的が効果的に達成できるよう事業のあり方について検討されたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

6 補助金の交付決定及び額の確定を適正に行うべきもの

川崎市在宅寝たきり老人歯科診療事業補助金（以下「歯科診療補助金」という。）は、在宅寝たきり老人の健康の保持及び福祉の向上を図るため、社団法人川崎市歯科医師会へ交付されている。

平成22年度歯科診療補助金に係る交付申請書及び実績報告書をみたところ、収入については、補助事業で生じる診療報酬収入等が計上されておらず、また、支出についても、補助金相当額の支出しか計上されていなかった。このため、補助事業の収支の全容を把握することができず、補助金の交付決定及び額の確定を適正に行うための判断資料としては不十分な内容であった。

補助金の交付決定及び額の確定を行うに当たっては、補助事業の収支の全容が明確に記載された申請書及び実績報告書の提出を求め、必要な審査を行

った上で交付決定及び額の確定を行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

7 助成金の交付手続を適正に行うべきもの

地方自治法施行令第143条第1項第4号によると、歳出の会計年度区分について補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものについては、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。

川崎市心身障害者福祉事業基金助成金（以下「助成金」という。）では、事業終了後、助成を受けた者から提出される事業実績報告書及びその添付書類である領収書をもって履行のあったことを確認している。

平成22年度の助成金の額の確定についてみたところ、助成金の使途は川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）実施要綱に沿ったものとなっていたものの、事業実績報告書には翌年度の日付が記載された領収書が多数添付されていたなど、補助事業の会計年度区分が適切でないものがあった。

助成金の交付決定の時期、交付方法等の見直しを図り、助成金の交付手続を適正に行われたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

8 委託事業と補助事業との経費負担を見直すべきもの

川崎市精神障害者連絡会（以下「連絡会」という。）に対しては、連絡会の運営を支援し、活動を促進することを目的として川崎市精神障害者連絡会運営費補助金を支出するとともに、精神障害者の自立と社会参加の促進及び活動の場の拡充を図ることを目的としてピアカウンセリング事業を委託している。

これらの事業報告書等についてみたところ、連絡会事務所の運営に必要な家賃及び光熱水費の全てがピアカウンセリング事業の委託料から支出されて

いた。ピアカウンセリング事業の履行場所が連絡会事務所ではあるものの、当該事業以外の事業でも使用される連絡会事務所の家賃等について委託料から支払われることは妥当性を欠くことから、委託事業と補助事業とに係る経費のあり方について見直しをされたい。

(健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

9 収支報告書等の点検及び確認を適切に行うべきもの

議会局では、川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）及び議会が策定した政務調査費の運用指針（以下「指針」という。）に基づき、政務調査費が適正に執行されているかについて、収支報告書、領収書、支出伝票等（以下「収支報告書等」という。）の点検及び支出内容の確認を行っている。

平成22年度に交付した政務調査費において、条例に定める経費のうち、件数及び金額が最も多い広報・広聴費に係る収支報告書等についてみたところ、一部の領収書に宛名や但し書が記載されていないものなどがあったので、点検及び確認を適切に行われたい。

また、支出伝票に記載された使途内容、按分の根拠等が簡単な表記にとどまっているものがあった。これらは、条例により一般の閲覧に供されるものであることから、政務調査活動に支障がない範囲で、できる限り分かりやすく記載するよう、各会派及び各議員に対して要請されたい。

(議会局総務部庶務課)

10 委託業務の完了検査を適正に行うべきもの

障害者更生相談所では、所内で発生する一般廃棄物の収集運搬業務について委託しており、その支払いは1箇月の処理実績に応じて行われることとされている。

一般廃棄物処理委託契約に基づき提出された委託業務完了届（以下「完了届」という。）等の関係書類についてみたところ、1年以上にわたり毎月同量の処理実績が記載された完了届を受領していたにもかかわらず、十分な確認を行わずそのまま完了検査を行っていた。

完了検査は、契約に基づく履行を確認するため確実に実施されなければならないことから、受託者に対して実績に応じた完了届を提出させた上で完了検査を適正に行われたい。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者更生相談所）

11 契約に基づく履行を適正に確認すべきもの

学校施設有効活用事業プール監視業務委託は、小学校のプール開放に伴う監視業務等について市内を3つの地域に分けてそれぞれ異なる事業者へ委託するものである。この委託契約の仕様書によれば、受託者は、施設内を巡回し、プールの排（環）水口及びその他の施設・設備を点検して結果を業務日報に記録することとされている。

各受託者から提出された業務日報についてみたところ、この点検結果を記録していない受託者があった。これらの点検は事故防止のために重要な事項であることから、点検結果を業務日報に記録させるとともに、その結果について適正に確認されたい。

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）

12 納品書を適正に保管すべきもの

物品の納品書については、物品受入検査に関する事務取扱要領第4条第3項により5年間保存することとされているが、これは、不適正な経理処理が行われることを防止するために実施されているものである。

しかしながら、平成23年度に購入した物品の納品書を全て保管していな

かったことから、同要領に基づいて納品書を適正に保管されたい。

(教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館)

13 入園券及び年間パスポートの管理を適正に行うべきもの

川崎市立日本民家園使用規則（昭和51年教育委員会規則第11号）第4条及び第4条の3の規定に基づき、日本民家園の入園料は、入園券、共通利用券又は年間パスポートにより徴収している。

この入園券等は川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）に基づいて総合財務会計システムによる管理を行うべきところ、入園券及び年間パスポートについては独自の出納簿で管理を行っており、その数は現存数と大きく異なっていた。入園券及び年間パスポートが金券としての性質を有することに鑑み、総合財務会計システムによる管理を適正に行われたい。

(教育委員会事務局日本民家園)

14 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用（以下「運用基準」という。）に基づいて行う必要がある。

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、次のような事例があったので、運用基準に沿って行うよう改められたい。

(1) 運用基準で定める指示書、現金出納簿等を作成していなかった事例

(多摩区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

(2) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書に基づかず支出していた事例

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

- (3) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

15 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

- (1) 減免の取扱いを明確に定めるべきもの

福祉センターホール使用料の減免の取扱いについて減免基準を明確にするべき事例

(健康福祉局障害保健福祉部盲人図書館)

- (2) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の釣銭を収納金に含めて指定金融機関に払い込んでいた事例

(教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館)

- (3) 支払期限内に支払すべきもの

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、相手方の支払請求日から15日以内に支払いをしていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、同精神保健課、同障害者更生相談所、同障害者支援施設めいぼう、同盲人図書館、看護短期大学事務局総務学生課、川崎区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

- (4) 交付金の支出を適正に行うべきもの

看護短期大学研究交付金について、交付決定前の支出を認めていた事例

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

(5) 履行期限の設定を適切に行うべきもの

軽易工事の履行期限について工事内容等を勘案せずにその大部分を3月31日としていた事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(6) 契約事務を適正に行うべきもの

自動更新条項を設けた契約を締結し、予算の裏付けがないにもかかわらず契約更新の手続を行っていた事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館)

(7) 補助金の算定根拠を明確に定めるべきもの

補助割合等が補助金交付要綱、指令書等において明確に定められていなかった事例

(教育委員会事務局職員部勤労課)

(8) 納品書を適切に確認すべきもの

納品書の金額が誤ったまま徴取していた事例

(教育委員会事務局生涯学習部幸図書館)

(9) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 境界標が見当たらなかった事例

(高津、宮前、麻生区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

イ 測量図がなかった事例

(宮前区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

(10) 備品管理を適正に行うべきもの

ア 使用者及び使用区分の決定が多数されていなかった事例

(高津、多摩区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

イ 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者更生相談所、同盲人図書館、同障害者支援施設めいぼう、同社会参加支援センター、看護短期大学事務局総務学生課、川崎、中原、高津、宮前、麻生区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、同文化財課、同川崎図書館、同幸図書館、同多摩図書館、議会局総務部庶務課)

ウ 所在不明となっている事例

(川崎区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局生涯学習部麻生図書館)

エ 備品票が貼付されていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同社会参加支援センター、高津区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局生涯学習部川崎図書館、同宮前図書館、同麻生図書館、日本民家園)

オ 備品の使用者が変更されていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同精神保健福祉センター、同障害者更生相談所、同障害者支援施設めいぼう、同社会参加支援センター)

カ 異なる備品票が貼付されていた事例

(高津区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局職員部教職員課、生涯学習部麻生図書館)

キ 寄贈品について備品登録がされていなかった事例

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課、宮前区役所区民協働推進部生涯学習支援課)

ク 机、椅子、棚等の備品を消耗品として組み替えたため備品登録がされていなかった事例

(教育委員会事務局青少年科学館)

(11) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう、教育委員会事務局生涯学習部文化財課)

イ 切手について出納簿と現存数が一致しなかった事例

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

ウ 1箇月以内の所要数量を超えて帳簿外で管理されていた事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(12) 時間外勤務手当に係る決裁を適正に行うべきもの

時間外勤務の命令申請をさせずに結果申請の決裁のみを行っていた事例

(幸、中原、高津、宮前、麻生区役所区民協働推進部生涯学習支援課、教育委員会事務局生涯学習部幸図書館、青少年科学館、議会局総務部庶務課、議事調査部議事課、同政策調査課)